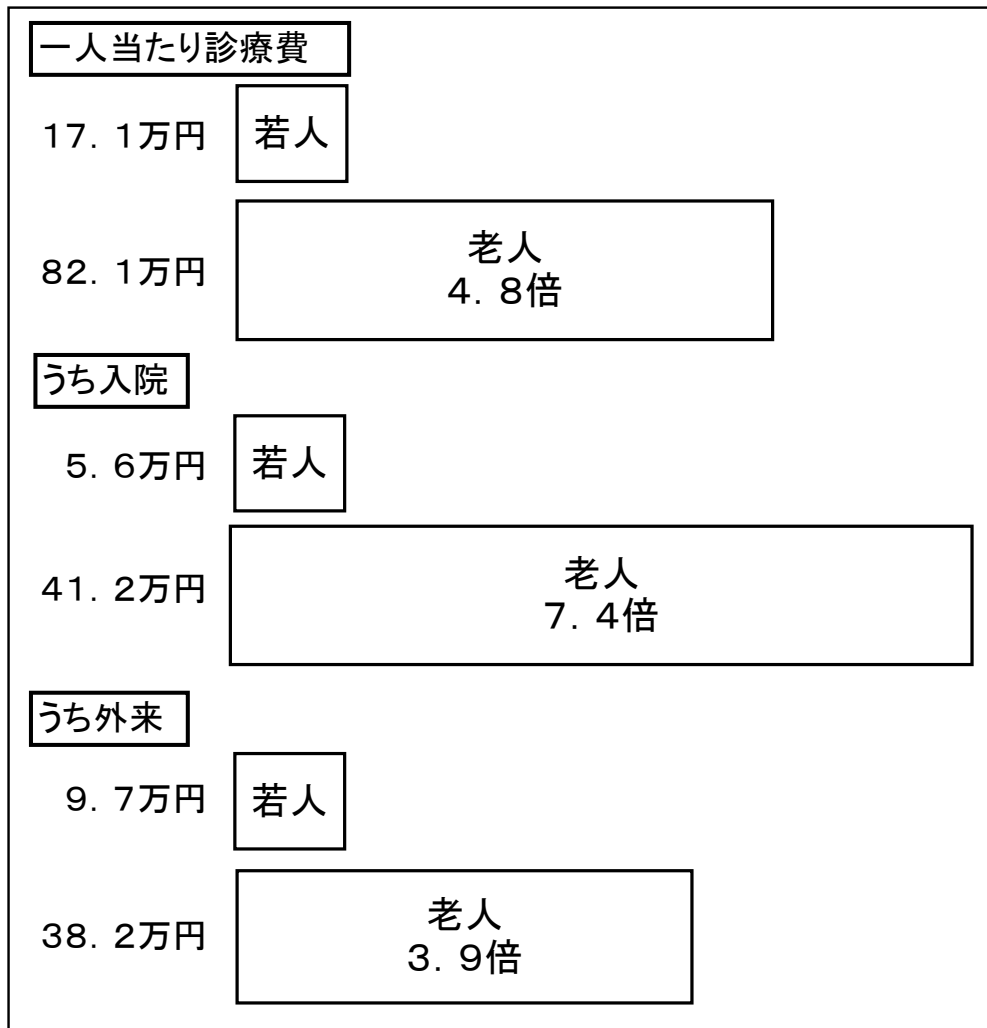
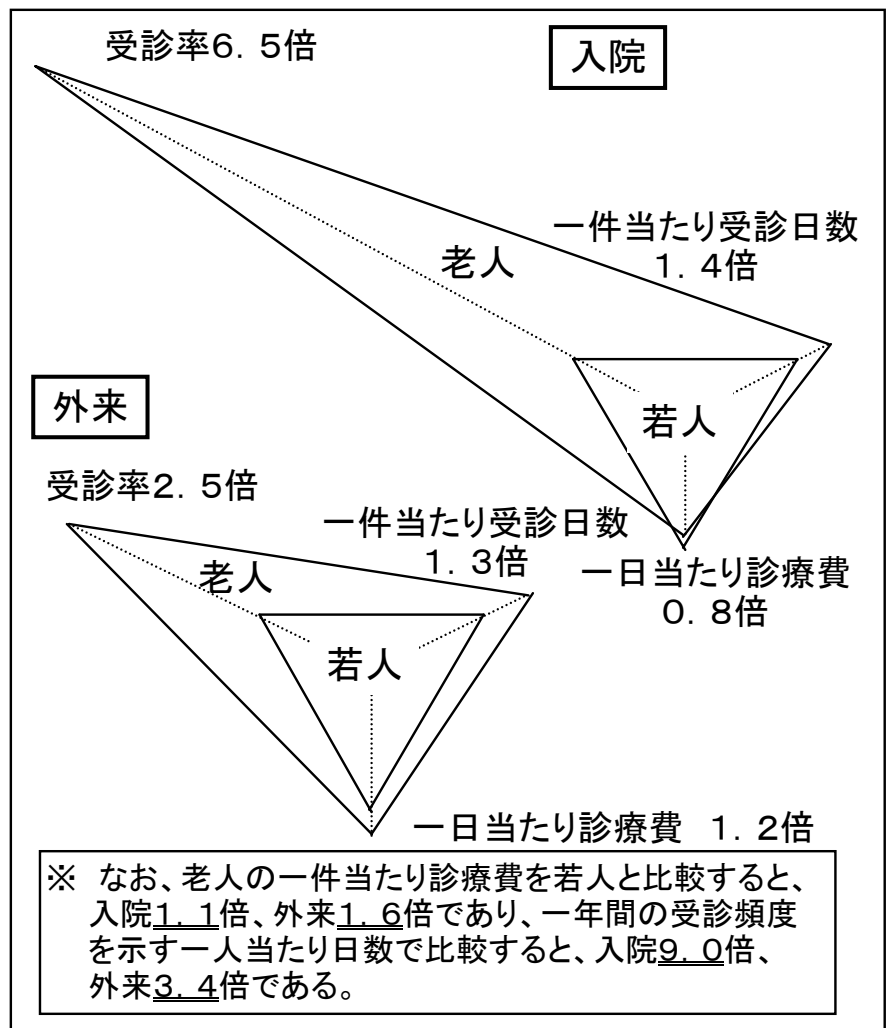


# 老人医療費の特性

一人当たり診療費の若人との比較(平成18年度)



三要素の比較(平成18年度)



- (注) 1. 老人とは老人医療の受給対象者であり、若人とは老人医療受給対象者以外の医療保険加入者である。  
 2. 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び薬剤の支給の合計である。  
 3. 平成14年10月以降、老人医療受給対象者の年齢は段階的に上げられている。  
 4. 老人の一人当たり医療費は83.2万円となっており、若人の一人当たり医療費17.4万円の4.8倍となっている。

(資料) 保険局調査課「老人医療事業年報」等